

第40回研究会

平成20年2月19日（火）午後2時
市役所 3階 第4委員会室

主な内容

◆市民協働センター(仮称)のあり方について

[市民・協働ステーションのあり方についての提言](#)

◆市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案について

(条例の条文案検討分科会報告)

[江南市の市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する基本条例\(案\)合意事項](#)

前回、市民協働センター(仮称)のあり方について議論をし、一定の整理を行いました。また、条例の条文案検討分科会は、検討してきた内容を合意事項として整理しました。今回は、ガイドブック第2部との整合も含め、これらについて議論していきます。

【小林会長】今日は、資料として合意ができたガイドブック第1部、修正した第2部、それに関連して条文の分科会の合意事項、それに協働センターのあり方について前回の議論を反映させた資料が出されているので、その辺りから議論を進めていきたい。

分科会の報告からお願いしたいが、協働センターは整理がついたということで開かれていないので、条例の分科会から報告をいただきたい。

【尾関委員から報告】分科会は13回行った。基本条例案という形では合意できなかったが、それは形式の問題である。内容は、このような内容で合意した。カットしたものもあるが、内容的には立派なものだと思っている。

【小林会長】この件については、検討事項の2番目で詳しくお願いしたい。

協働センターのあり方の議論に移るが、前回は、情報ステーション、推進協議会、協働活動委員会の3つの組織が想定されていたが、この3つは、イメージが難しいということであった。情報ステーションと推進協議会の2段階でもよいのではということで大方の合意ができた。市民協働センターということで合意が取れば、われわれとしては(仮称)を取ってもよい。

【大竹委員】情報ステーションは、相談や場所の提供となっているが、あくまでも場所であり、組織ではないということで、皆さんの認識はよいか。

【太田委員】そのような議論は十分していないが、ステーションは場所であるとも言える。大卒の市民協働センターという名前がそのままであれば、情報ステーションのところはどういう名前がよいのか。

【大竹委員】ステーションは場所ということで、ボランティアはそこを運営していくスタッフであり、市民活動・市民協働推進協議会は理事会的な組織と言える。その認識だけを確認しておきたい。

【太田委員】ステーションが市民として出入りしやすい場所というイメージが大切であ

る。ステーションって何だろうで終わってしまっではいけない。

【大竹委員】地域情報センターの2階を整備し、そこを市民活動情報ステーションとしていく。

【太田委員】大枠として市民協働センターといい、その8割が情報ステーションが担うというイメージでよいのではないか。

【大倉委員】市民活動情報ステーションは、相談や活動の整理をやる組織だと思う。

【小林会長】箱を何と呼ぶか。そこにいるスタッフを何と呼ぶか。スタッフがいるカウンターを何と呼ぶか。それぞれ自分がステーションに行った時のイメージで考えてみてはどうか。

【尾関委員】ずっと気になっていたのは、市民協働センターと情報ステーションの関係である。市民としては、この2つの区別の説明を求められると面倒くさくなる。別に2つある必要はないのではないか。どちらかに一本化したらどうか。

【企画部長】2階部分を400万円ぐらいかけて改装するが、全体は条例上、地域情報センターである。現在は、これを変えるつもりはない。皆さんが変えたほうがよいとおっしゃれば、変える必要があるかもしれない。地域情報センターは建物の名前であり、組織ではない。

【小林会長】市民が承知している名前なので、箱の名前は変えないほうがよい。

【藤田委員】協働支援センターではいけないか。この建物の中で協働をやるわけではない。ここは協働を支援する場である。

【大竹委員】大倉委員は、情報ステーションのことを組織だといったが、どのようなイメージか。

【大倉委員】場所という意識が強すぎると、スタッフも受付だけで、受付ノートに書いていってくださいというだけになる。どちらが強いかといえば、組織だと思う。

【小林会長】市として常駐のスタッフは置くつもりでいるのか。

【企画部長】情報ステーション、推進協議会の横出しのところで支援していくのが、新組織の中の地域協働課であり、その職員が担っていくのだと思う。

【藤田委員】建物としては、協働支援センターがよい。地域情報センターと協働センターというように、1つの建物に2つの名前があると混乱してしまう。

【尾関委員】イメージとしては、地域情報センターの中に情報ステーションが間借りしているようである。〇〇センターと△△センターというように2つあるよりは、ステーションのほうがよい。コーナーでもよい。コーナーであっても、常駐のスタッフやボランティアがいれば立派な組織だと思う。

【藤田委員】コーナーというと小さいイメージである。

【尾関委員】いずれにしても一本にしてみたい。

【小宮委員】私は、ステーションという呼び名が好きである。大きなものを包括するのが地域情報センターなら、2階のコーナーは市民協働ステーションがよい。

【太田委員】これまで「市民協働」ということで議論してきているので、市民協働ステーションがよいかもしれない。

- 【小林会長】これまでは市民活動と市民協働を分けて考えてきたので、「市民」と「協働」の間に「・」を入れて「市民・協働ステーション」ではどうか。これならばどちらもよい。「市民・協働ステーション」にすると、どうして「・」が入っているのだろう？よく聞くとなるほどと思う。市民同士の市民協働の活動だけではなく、もっと多くの人に使ってもらえる。
- 【尾関委員】担い手という四角で困った中に市役所も入っている。地域活動は市役所もしているのだから市役所もいれるが、市役所も担い手か。担い手という見出しも無しでどうか。
- 【大竹委員】「市民」「・」「協働」ステーションだと、市民ステーション、協働ステーションというように並列になるが、1階にも市民が使う市民ギャラリー、市民相談コーナーがあるので重複しないか。何をするとところなのかわからなくなるのではないか。
- 【大倉委員】市として、ボランティア活動センターという構想はないのか。NPOも多くは、理事長宅が事務所になっている。事務所として使えるような活動場所整備の構想はないのか。
- 【大竹委員】情報センターの2階では、物理的に無理である。団体が利用できるメールボックスは設置する予定である。
- 【藤田委員】センターの利用は、協働だけに限定しない市民活動といていたので、ボランティア活動も対象になっている。
- 【大倉委員】専有的な場所としてはない。「市民・協働ステーション」とすると、専有の場所は取れないが、ボランティアも集まってくるイメージになる。
- 【大竹委員】1階には市民ギャラリーがあって市民が使う。「市民・協働ステーション」とすると、ぼやけた感じがする。
- 【小林会長】市民協働ステーションにすると、市民協働は私には関係ないからということになる。「・」を入れることによって、逆に何だろうと思われる名前になりはしないか。
- 【小宮委員】地域情報センターに入ってみて、こういう場所だと思えば来るようになる。名前は長くないほうがよい。新聞なども見出しがポイントになる。私は「市民・協働ステーション」が気に入っている。
- 【靱山委員】地域情報センターに来た人が、1階、2階のどちらへ行ってもよい。協働ということで対応できなければ、例えば市民相談に行くこともある。案内すればよいことである。
- 【大竹委員】「市民」というのは、市民活動の市民でもあるし、一般市民でもある。「市民・協働ステーション」は市民活動の市民だと言ってしまってもよいか。
- 【尾関委員】ステーションには、今は1人だが、まちづくりに参加してみたいという一市民も来る。市民活動の市民も来てもらう。
- 【大竹委員】2階にある情報検索パソコンは、一般市民も使う。市政資料などもあるので、広い意味としての市民も来ることになる。

【藤田委員】ボランティア団体をPRする場でもある。現在の案のステーションの機能に、交流やふれあいというものがない。ステーションは、ふれあいサロンのようになってほしい。

【小林会長】様々な活動をしている市民が来ればよいし、そこから協働に発展していくものがあればよい。ステーションの名称は、「市民・協働ステーション」とし、これは地域情報センター2階のフロアーの名称であり、組織の名称でもある。そこにいるスタッフは、「市民・協働ステーションの人」ということになる。これでよいか。

【各委員】それでよい。

【大倉委員】開館時間はどうか。午後9時頃までは開けておくのか。

【大竹委員】地域情報センターの開館時間は、条例で午前9時から午後5時となっており、現状ではできない。協働推進のためのルール(条例)の改正を出していくことになる。

【小林会長】われわれが言ったからどうこうということではないが、今後の検討事項として提言に入れておくことはできる。研究会で検討してもらいたいとなれば、提言として、午後9時頃まではやってほしいと入れていきたい。

【企画部長】午後5時に閉館後も、2階部分だけは利用できるような整備を手配している。

【小宮委員】エレベータは無理か。

【企画部長】そこまでは無理である。階段が厳しい人にも対応するために、市民相談コーナーは1階に移すことにしている。

【尾関委員】活動が活発になれば、ステーションに車椅子の人も来るようになる。

【藤田委員】この施設に指定管理者制度を導入することはあるか。

【企画部長】あり得る。

【小林会長】藤田委員などが中心となって、管理できる組織を作ってはどうか。

【企画部長】まちづくりをリードするNPOが立ち上がってくれば一番よい。

【藤田委員】公民館などは、地域の人が管理し、午後9時半まで使うことができる。

【企画部長】それも可能である。市民に一番あったものを考えていてもらいたい。

【太田委員】既存のNPOが集まって、管理できる団体を作っていくことも考えられる。協働で運営するよい例ができる。

【小林会長】市民・協働ステーションと市民活動・市民協働推進協議会の全体を囲む名称はどうするか。

【各委員】なくてもよい。

【太田委員】一番のポイントは、ガイドブックと違いがないようにすることである。

【小宮委員】スタッフとして、有償ボランティアだけでなく、無償のボランティアが増えてくるのが大事である。ここが充実してくると協働が進んでいく。

【大倉委員】まずは人が集まらないといけない。オープニングイベントが必要ではないか。

【小林会長】ステーションのスタッフ案の6人は、常駐か、交替制か。

【大倉委員】6人と決めておいて、ローテーションする。事務職員が2人いるのなら、ボランティアはその倍いなければいけないのではないか。

【尾関委員】常時いるボランティアは1人でよいのではないか。

【太田委員】情報センターの職員は1階にいて、2階はボランティアが中心というイメージである。午前、午後、夜間の交替も必要である。

【小林会長】ステーションのスタッフ案としては、6人は常時いてもらう人ということではよいのか。

【各委員】それでよい。

《休憩》

【小林会長】ガイドブック、条例の議論に移る。

「第1部市民へのアピール」は前回合意したが、(案)はついたままか。提言は(案)のほうがよいのか。

【企画部長】研究会としての成果品なので、(案)は取って提言してもらえばよい。

【尾関委員・長崎委員・事務局】(第2部(1)まちづくりと市民自治の前回修正箇所の確認：「市民の自治意識と自治能力をより高め発揮するきっかけにもなります。」)

【尾関委員】((2)まちづくりの目標(例) ⑥子どもたちが夢と希望を持って学び、育つまち)

「子どもたちが、年齢にふさわしいかたちで、まちづくりに参加し、未来を担う市民としての成長を見守るまち。」について、主語が「子どもたちが」となっており、「見守る」の主語は「大人が」になるべき。

【小林会長】「子どもたちが、年齢にふさわしいかたちで、まちづくりに参加し、未来を担う市民として成長していくことを見守るまち。」ではどうか。

【各委員】了承した。

【小宮委員】まちづくりの目標(例)の①～⑥は序列でないとのことであったが、親としては、子どもの記述が最後⑥にあるのが気になる。

【太田委員】子どものことがトップにあると夢がある。

【大倉委員】「⑤共に生き支えあい・・・」の前に子どものことを持ってきてはどうか。

【太田委員】普通の書き方ではなく、子どものことがトップにあるのもおもしろい。

【小林会長】序列でなければ⑥⑤④③②①でもよい。

【大倉委員】そこまでやるなら、それでもよい。

【太田委員】市広報に載っていたものの順にしたので、あえて逆にするのもおもしろい。

【各委員】了承した。

【小林会長】条例に関する合意事項の説明をお願いしたい。

【尾関委員が説明】タイトルが長い、まあいいかということになった。市民参画は、

市民活動、市民協働の前提条件になっているので、かなりのウエートを占めている。条文ではなく、レジユメ的にまとめた。

第2部のまちづくりと市民自治で信託を言っているが、信託では合意できなくて、それに変わる言葉で表した。

第1章、第2章とすると条例案となるので、1(目的)などが第何条に変わるところである。1(目的)、2(定義)は当たり前の内容である。定義の「市民協働」「市民自治」も議論したところ。「パブリックコメント」なども現状行われているものである。「市民政策提案」は、市民がいろいろな政策を提案できるというもの。「市民委員会」は新しいもので、公募市民のみで構成される。「市民懇談会」も全く新しいものではなく、住民説明会などを広めた、自由な意見交換を行うということでオリジナルである。

「市民の権利」は、条例なので謳っている。「市民の責務」となると、市民が別途作りますということになる。「参加しないことによって、不利益な扱いを受けない」ということも、自由意思でということだが、まだまだこういうものを設けなければならない自治意識かと思う。

「市長等の責務」については、市長が大変だということにならないよう、穏やかな内容になっている。

「市民参画」についても常識的な内容である。「行政評価」についても、この程度に止めるということ合意した。

「市民参画手続き」「意見等の取り扱い」も、目新しいものではない。「審議会等」も目新しいものではない。

「市民政策提案手続」「市民委員会」が新しいものである。「市民政策提案手続」では、提案できるものを20歳以上で10人以上の署名が必要としたが、他市でもこの基準は様々である。一定の書式を決めて、それで提案してもらおう。よい意見は取り上げてもらって、議会へ上げてもらおう。現状の市長への手紙よりは政策提案的に、苦情ではない。署名、住所、年齢もきちんとした書式で出してもらおう。市長への手紙を充実させたイメージである。

「市民委員会」には、共同研究的なものも含められる内容とする。第2部にも「市民委員会」を挙げているが、公募市民のみというのが特色である。会議の運営も市民が行う。印刷などを現物支給のように市にお願いする。学習活動や研究活動を通して提案していくものである。委員会の人数も、合意事項としては決めていない。100人委員会というものもある。委員会の討論は、全会一致が望ましいが、行政にとって役に立つ提案を行うのが目的なので、意見がまとまらない場合は、両論併記もありではないかということである。

「市民懇談会」について、現行の住民説明会とどう違うかであるが、テーマによってはある程度出来上がった案で意見を求めたいというものもある。本当に骨子という段階のものもある。市民が自由な意見交換ができるようにということである。資料も、市として手に入るものは参考資料として提出してくださいというものであ

る。

「市民委員会」は、審議会にかける前の、市民の意見が二分するようなものも出してもらおう。問題となるようなテーマは、市民委員会で市民に喧々諤々とやってもらおう。いきなり市が案を出すと大変なことになるようなものを市民委員会にかける。

「拠点となる施設の設置」については、名前が決まっておれば具体的に書けたが、全体会との時間差があった。

議論した中には、市職員の受け止め方や、理解を得るのに時間がかかるということまで合意できなかったものもあった。

【小林会長】全体を通して質問等はあるか。

【藤田委員】市民懇談会は、市長が開くとあるが、市民からこのようなテーマで開いてほしいと要求することはできないか。

【尾関委員】合意事項からは外れた。条例としては謳わなかったというだけで、市長に要求していくことは自由である。

【藤田委員】市長が、そんなテーマでは開けないと言ったら終わりである。

【尾関委員】もう一度要求する。

【藤田委員】報告会のように、意味のない審議会も現状としてある。

【尾関委員】この内容だけでも条例化されれば、そのようなものを改善する足がかりとなる。

【小宮委員】条例の分科会に参加して感じたことだが、市民と行政は、これまでこれだけの話し合いをしたことがない。すばらしい条例案を作ったとしても、ここまで話し合いができてきたものか。これができた条例案はそれほど無いと思う。これだけの話し合いができたかどうか、江南市がよくなっていくかどうかだと思ふ。相互理解のために時間をかけた。妥協ではない。そこから出てきたものだから価値がある。条例を作り上げるためにこうする必要があるということがわかった。

市民政策提案の要件にしても、他市は13歳、18歳というところもあるが、よそはよそであり、うちとしてはしっかりしたものを出してもらいたいということであった。江南ではこれが必要ということで、変えていけばよい。

【尾関委員】合意事項は、1人でも反対があれば削除した。残ったものがこれである。

【小林会長】分科会のメンバーでない方は、今日初めて見たのですぐに意見は言えないかもしれない。持ち帰ってよく読んで来てほしい。

タイトルは「市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する・・・」であるが、2(定義)では、市民活動が先に来て、市民協働は後である。

【尾関委員】第2部では、市民活動の中で運営ルールを持つものが市民協働であると定義した。市民活動のほうが範囲が広いので、市民活動を優先した。

【長崎委員】タイトルを逆にして、すべてこれに合わせると、第2部の構成にまで影響してくる。定義の並びを変えたほうがよい。

【尾関委員】2(定義)の(3)市民活動と(4)市民協働を入れ替える。

【大倉委員】(4)市民協働には、ア～カの運営ルールも定義しているので、前に持って

きたほうが、力が入っているように見える。

【各委員】2(定義)の(3)市民活動と(4)市民協働を入れ替えることで了承。

【藤田委員】市民政策提案については、市民懇談会に通ずるところがあるが、市長が受けてくれるか。

【尾関委員】「市長は提案を尊重しろ」ということを入れるかということか。あくまでも提案であり、市長等が政策の立案をしやすいようにということが重要であり、常識の範囲内でこの程度の表現かと思う。

【小林会長】要件にある10人はこれが必要と提案するが、それ以外の人はそのものは要らないとなるかもしれない。検討のプロセスを公表し、提案者にも説明していくとなっているので、これだけでも重い。

基本条例(案)合意事項と修正後の第2部の両方をよく読んでみて、自分として納得できるかどうか考えてきてもらいたい。次回3月4日に議論したい。



これまで議論してきたことの条例化を目指し、分科会で検討をしてきましたが、基本条例(案)としてはまとまらず、合意事項という形でまとめていただきました。次回は、ガイドブック第2部の合意を目指し、基本条例(案)合意事項とあわせて検討していきます。